

ボランタリークレジットへの ダブルカウント回避手続きの適用

日本エネルギー経済研究所 小松 潔

1.はじめに-ボランタリークレジットとパリ協定第6条-

国連の京都議定書の下でオフセットクレジットを発行する CDM 以外にも、民間のクレジット発行機関、Verified Carbon Standard (VCS)、Gold Standard(GS)などが発行するボランタリークレジットに対して近年、関心が高まってきている。

ボランタリークレジットは、主に企業の自主的な温暖化対策に利用され、カーボンニュートラル LNG の販売など新しい利用方法が行われるなど、企業の自主的な温暖化対策の一環として広がりが見られる。また、企業の自主的な取組み以外にも、国際民間航空機関 (International Civil Aviation Organization, ICAO) において実施される温暖化対策に Carbon Offsetting and Reduction scheme for International Aviation (CORSIA)において、民間の自主的な温暖化対策に利用されてきた VCS や GS のクレジットの利用が認められるなど、今後、ボランタリークレジットの利用は、更に広がっていくものと予想されている。

このようにボランタリークレジットの利用が広がる中で、ボランタリークレジットの利用にあたってダブルカウントの回避を求める声が挙がっている。しかし、その一方で、企業の自主的な取組みへの利用については、ダブルカウントの回避の手続きの適用について否定的な見解もあり、見解が分かれている。

さらに、パリ協定の下での市場メカニズムを規定した第6条の実施規則(パルルールブック)が、2021 年 11 月にイギリス、グラスゴーで開催された国連気候変動枠組み条約の第26回締約国会議(COP26)において採択された。第6条のパルルールブックは、パリ協定の下で各国が設定する Nationally Determined Contribution(NDC)の達成にクレジットが利用された場合のダブルカウントの回避手続きを規定することを目的として協議がなされていたが、協議の中ではボランタリークレジットへのダブルカウント回避手続きの必要性についても議論された。その結果、ボランタリークレジットについても、プロジェクトが実施されているホスト国が、適用することを決定すれば手続きが適用されることとなった。

本稿では、このようなボランタリークレジットに対するパリ協定第6条の適用方法について明らかにした上で、ボランタリークレジット発行機関におけるダブルカウントの回避に関する規則を示し、今後、どのような対応が求められるのか明らかにする。

2. ボランタリークレジットへのダブルカウント回避手続きの必要性

冒頭で述べたように、企業の自主的な温暖化対策において、ボランタリークレジットを利用する動きが近年、広まってきている。その中で、企業の自主的な温暖化対策で、他国で得られたボランタリークレジットを利用する際にダブルカウント回避の手続きを適用するべきとの見解と適用の必要性はないとの見解が示されている。関係者の中でも見解は大きく分かれる。

表 1. ボランタリークレジットへのダブルカウント回避手続きについての異なる見解

パリ協定第6条の実施規則の適用を認める立場	パリ協定第6条の実施規則の適用は必要ないとの立場
- ボランタリークレジット利用の信頼性をより確実なものとするために、ダブルカウントの回避のための手続きの適用の必要性を指摘。 - ボランタリークレジットの利用の正当性が得られなくなることへの懸念。さらに、ボランタリークレジットの利用への政府から新たな規制が加わることを懸念。	- ダブルカウントの回避のための手続きを行うための能力がホスト国にあるのか疑問。さらに、厳格にダブルカウントの回避を求めることでクレジット供給が抑えられることを懸念。 - 企業と国の排出量インベントリは別々に運営されているため、ダブルカウントの回避は必要ない。

(出典) VCM I 報告書、TSVCM 報告書など各種資料を踏まえて日本エネルギー経済研究所作成

プロジェクト開発事業者の質を確保するために取り組んでいる民間の団体、International Carbon Reduction and Offsetting Alliance(ICROA)は、ボランタリークレジットの利用については、ダブルカウントの回避手続きは必要ないとの立場を示している。一方で、欧州の研究機関、NewClimate は、ボランタリークレジットの利用(企業が何らかの Claim(主張)、例えばカーボンニュートラルなど)する場合にはダブルカウントは必要との考え方を示している。このように様々な見解が示され、ボランタリークレジットの利用にあたって果たしてダブルカウントの回避のための手続きが必要かどうか、共通の見解は得られていなかった(それぞれの立場については表 1 参照)。

このようにボランタリークレジットへのダブルカウント回避の手続きの適用の可否について関係者の見解が対立していたこともあり、COP26 におけるパリ協定第 6 条のルールブックの交渉において一定の方向性が示されることが期待されていた。

3.パリ協定第6条の実施規則(パリルールブック)での規定

(1)パリルールブックの概要

パリ協定第6条のルールブックは、当初、2018年のCOP24に合意することを目指して協議が行われていたが、協議が難航し、COP24では合意が得られず、さらに翌年の2019年のCOP25でも合意を得るのに失敗した。果たして、第6条のルールブックの合意がえられるのかその成り行きが危ぶまれる中、2021年に開催されたCOP26において、ようやく合意された。

COP26において合意が得られたルールブックの中では、パリ協定の下での目標達成にあたってのダブルカウント回避手続き、相当の調整の手続きの具体的な手続きが示された。

表 2.パリルールブックでのダブルカウント回避手続きの整理

A.ダブルカウント回避手続き適用 (相当の調整適用)		B.ダブルカウント回避手続き未適用
(1).NDC への利用に authorization	(2).他の国際的な緩和の 目的に authorization	(3).Authorization がなされない もの
①NDC への利用	①NDC の達成以外の国際的な温暖化対策への利用(CORSIA への利用等) ②ホスト国が決定するその他の目的(ボランタリークレジットとして利用等)	①ホスト国の NDC の達成に貢献(温暖化対策への貢献) ②その他(現時点では不明)

(出典) 各種資料を踏まえて日本エネルギー経済研究所作成

ホスト国が排出削減量の移転を authorization したものについては、ダブルカウント回避手続きが開始されるとともに、authorization において、移転される排出削減量の用途が明確化されることになった。

(2)パリルールブックにおけるボランタリークレジット

そして、これらの手続きには、ボランタリークレジットの利用にも影響を及ぼす規定が含まれている。合意されたパリルールブックでは、ボランタリークレジットの国際的な移転について、義務的なものではないものの、ホスト国が authorization した場合、ダブルカウントの回避手続きを適用することとなった。

パリ協定の下で、国際的に移転される排出削減量のことを、国際的に移転される緩和の成果(ITMOs)と呼び、採択されたパリルールブックでは、ITMOs とされた場合、ダブルカウ

トの回避手続きを適用することとされた。ITMOs には様々なものが含まれ、ITMOs とみなされるものの一つとして以下のような規定がある。

参加する締約国が NDC の達成以外の国際的な緩和の目的のために利用することを authorize した緩和の成果(以降、「国際的な緩和の目的」とする)、あるいは最初の移転国が決定する他の目的として認定された緩和の成果(以降、「他の目的」とする)(国際的な緩和の目的と他の目的をともに、以降、「他の国際的な緩和の目的」とする)

(Decision 2/CMA.3 Annex, Para 1(f) 日本エネルギー経済研究所訳)

ここで規定されているように NDC 以外の用途とし、国際的な緩和の目的(CORSIA などの国際的な取組への利用)と、その他のホスト国が決定する目的の二つの目的が規定されている。特に、ホスト国が決定した「他の目的」に利用されることには、様々なものも含まれ得るため、ホスト国が企業の自主的な温暖化対策の一環としてクレジットを利用することも「他の目的」として決定すれば、ITMOs としてダブルカウントの回避手続きが適用されることになる。

この規定から、ボランタリークレジットの企業の自主的な利用にあたっては、相当の調整の手続きを適用することは可能になった。しかし、この適用は義務的なものではなく、適用の有無はホスト国の判断に委ねられることとなった。

4. ボランタリークレジット発行機関におけるダブルカウントへの対応

このようにパリ協定第6条のルールブックでは、ボランタリークレジットの利用への相当の調整手続きの適用は義務的なものとなっていない。ホスト国などの判断に委ねられることとなった。その一方で、ボランタリークレジットを発行する民間のクレジット発行機関においても、ダブルカウント回避の手続きの適用の必要性について基本的な考え方、手続きが示されている。主要な民間のクレジット発行機関、VCS、ゴールドスタンダードが示した手続きを表 3 にまとめた。

表 3 に示したように VCS とゴールドスタンダードでは、まったく異なる考え方を示している。VCS は、ダブルカウントの回避手続きの適用についてクレジットを利用する企業の判断に委ねているのに対して、ゴールドスタンダードは、非附属書 I 国、途上国については 2024 年 12 月 31 日まで適用が、免除がされるなどの一定の免除規定はあるものの原則として何らかの形で利用する場合は、ダブルカウント回避手続きを適用することを求めている。

表 3.VCSとGSの下でのダブルカウント回避のための手続き

	VCS	GS
基本的な考え方	ダブルカウントの適用されたクレジットが必要か否かは買手が判断。	ボランタリーなオフセットのための利用に対して全て適用(ホスト国内での自主的なオフセットも含めて)
ダブルカウントの回避のための手続き	パリ協定第6条ラベルの設定 パリ協定第6条などの国際的な取組みで設定された要求事項(特に、ダブルカウントと相当の調整に関連するいかなる要求事項も含む)が遵守されたことを示すラベルを求めるプロジェクト参加者は、そのような要求事項を満たしていることを証明しなければならない。VCU ラベルの基準は Verra ウェブサイトに掲載される。	オプション1.ホスト国の意思表示 (LoAA) ホスト国政府が、当該排出削減量を自主的なオフセットのために利用することを authorize(認可)し、相当の調整を適用することに合意することを Letter of Authorization and Assurance (LoAA)により示す。 オプション2.利用量と同量のクレジットの取消し オプション1の LOAA が得られない場合には、自主的なオフセットの利用されたクレジット同量のクレジット(オプション1の LOAA を得たもの)を取消す。ホスト国が相当の調整の実施に合意しないプロジェクトからのクレジットを購入した買手への対応策。
その他・補足説明	相当の調整を適用しない場合でもクレジットの発行は可能。ボランタリークレジットの利用についてダブルカウントの回避手続きは義務的なものではない(ただし、各国が別途規制を設ける場合は別)	上記のオプションの適用には一定の猶予・免除。 非付属書 I 国で創出されたクレジット 2024 年 12 月 31 日以前に得られた排出削減量に対して発行されたクレジット。

(出典) VCS については VCS Standard Version 4.1、GS については Aligning Gold Standard projects with the Paris Agreement summary of consultation feedback and next step を踏まえて日本エネルギー経済研究所作成

このようにパリ協定第6条のルールブックでも、ボランタリークレジットへのダブルカウントの回避について明確な指針が示されることはなく、またクレジット発行機関においても、様々な考え方が示されているのが現状となっている。結果として、クレジットを利用する各企業が、それぞれの判断で、どのように手続きを進め、どのような形で利用するのか決定することが必要となっている。

2022 年 3 月 17 日

参考資料

Gold Standard “Aligning Gold Standard Projects with the Paris Agreement, summary of consultation feedback and next step” June 2021

ICROA “ICROA response to VERR’s proposal for scaling voluntary carbon market and avoiding double counting post 202” October 2020

NewClimate Institute “Future role for voluntary carbon markets in the Paris era” January 2020

TSVCM “Final Report” January 2021

VCMi “Aligning Voluntary Carbon Markets with the 1.5 °C Paris Agreement Ambition” 2021 年 7 月 発表

VCS “VCS Standard Version 4.1” April 2021